

## 指定給水装置工事事業者指定申請提出書類

- 1 指定給水装置工事事業者指定申請書（裏面あり）  
様式あり（様式第 1（水道法施行規則第 18 条関係））
- 2 誓約書  
様式あり（様式第 2（水道法施行規則第 18 条及び第 34 条関係））
- 3 代表者の身分証明書（申請の 3 ヶ月以内に発行された原本）  
本籍地のある市区町村で発行
- 4 機械器具調書及び機械器具の写真  
様式あり（別表（第 18 条関係））
- 5 履歴事項全部証明書（法人事業者の場合、申請の 3 か月以内に発行された原本）
- 6 定款の写し（法人事業者の場合）  
提出日の日付及び代表印のあるもの、電子定款の場合は電子署名が必要
- 7 住民票（個人事業者の場合、申請の 3 か月以内に発行された原本）
- 8 給水装置工事主任技術者選任届出書  
様式あり（様式第 3（水道法施行規則第 22 条関係））
- 9 給水装置工事主任技術者免状の写し  
大臣交付の免状とし、財団が発行しているカードタイプは不可
- 10 給水装置工事主任技術者の雇用関係が確認できる書類の写し  
給水装置工事主任技術者の雇用保険被保険者証、健康保険・厚生年金保険被  
保険者標準報酬決定通知書、健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標  
準報酬月額決定通知書、その他常勤の確認ができる書類など
- 11 会社（又は事務所）の位置図（地図等の写し）及び配置図

□12 会社（又は事務所）の写真

□13 指定新規申請時確認書

様式あり（様式 指定新規申請時確認書）

業務内容の確認、給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況、適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況の確認

※ 指定手数料 金 11,000 円（岩手中部水道企業団給水条例第 36 条関係）